

## 船橋創業実践塾実施業務委託仕様書

### 1. 委託業務名 船橋創業実践塾実施業務

### 2. 趣旨・目的

経営者としての資質を高め、継続可能な事業経営ができる基盤を築くため、事業者において必要な知識、着目点を習得することを目的とし、船橋創業実践塾を開講する。

### 3. 業務履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

4. 事業実施場所 座学となる会場は、船橋駅周辺の会場を基本として受託事業者が確保すること。ただし、必要に応じて、船橋市勤労市民センターを会場とする場合は、9時から16時半までの4日間、12時半から16時半までの3日間分の合計7日間を上限に、市と相談の上、市が確保することができるものとする。なおこれとは別に、創業実践塾説明会会場として、18時から21時までで船橋市勤労市民センターは市が確保する。

### 5. 業務内容

船橋商工会議所で実施している「船橋ハッピー創業塾」卒業生、国が委託した創業関連講座の受講生、特定創業支援事業の受講生のうち、未創業者または創業5年未満で最終的に市内創業を考えている者、市内での第二創業を希望する者を対象に、船橋創業実践塾（定員10名程度）を開催する。なお、受講希望者の選定も業務内容に含む。

#### (1) 船橋市創業実践塾事業内容の企画

「自身のビジネスプランのブラッシュアップ」「(市内)起業家に学ぶ実践形式の課題解決能力向上に向けたフィールドワーク」の2つの内容と受託業者が提供できる講義内容を提示し、受講生の意向によって決める講義内容を含めた企画で構成すること。

ア 実施回数は全8日間の講座(うち6日間の内容を「自身のビジネスプランのブラッシュアップ」「(市内)起業家に学ぶ実践形式の課題解決能力向上に向けたフィールドワーク」を含むものとし、残り2日間の内容は受託業者が決定次第決めるものとする。)を1回とし、1日5時間を目安とする。

イ 事業内容を構成する企画の中で、その学習時間配分は、受託候補者の自由提案によるものとする。

ウ フィールドワークに係る保険等の加入を必ず行うこと。

#### (2) 事業の運営

① 事業の運営は受託者が実施すること。

ア 創業実践塾の受講募集にかかる説明会の実施。

イ 創業実践塾にかかる講師の派遣、招聘、謝礼支払を行う。

- ウ 創業実践塾のテキスト及び資料を作成し、受講生分を印刷する。
- エ 創業実践塾受講者にかかる創業支援カルテを作成し、塾終了後に市に報告する。（書式及び時期は市と協議の上決定する。）
- オ 創業実践塾受講者の受講費用の領収。
- カ 創業実践塾の企業訪問に係るフィールドワーク支援の実施。
- キ 創業実践塾の訪問先となる対象企業の選定・調整。
- ク 創業実践塾受講生に対するフォローの実施。

② 広報活動、PR活動

- ア 創業実践塾受講生募集のための告知チラシのデータの提出。（印刷部数は、市が必要に応じ対応する。）
- イ その他、チラシ以外の媒体による広報活動を行うこと。

③ 参加者及び協力企業アンケートの実施

- ア 参加者及び協力企業からのアンケートを回収し、集計と分析結果を創業実践塾終了後に報告書に記載すること。
- イ アンケート内容については、事前に市担当者と協議し決定すること。

④ 報告書の作成

- 創業実践塾プログラム終了後、委託契約期間終了日までに報告書を提出すること。

⑤ その他

- (1) から (2) について、市担当者と協議をしながら進めること。

## 6. 注意事項

- (1) プロポーザルの内容を踏まえ、受託候補者と協議の上、委託仕様を決定する。
- (2) 受託者は、本業務遂行にあたり、委託者と密接に連絡をとり、その承認を受けて作業を進めること。また、実施にあたって疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。
- (3) 委託仕様書に記載がなくとも、本業務を遂行するうえで当然必要な施行上の事項については、受託者の負担において処理すること。
- (4) 本業務に係る印刷物その他の著作権及び業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータは、船橋市に帰属すること。
- (5) 受託者は、船橋市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。